

令和5年2月21日
内閣官房内閣人事局
服 務 係

国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ
(令和4年12月6日内閣官房内閣人事局)の一部訂正について

これまで内閣人事局ホームページに掲載しておりました「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ(令和4年12月6日内閣官房内閣人事局)」について、一部内容に誤りがあったことから、令和5年1月18日及び同年2月21日に、それぞれ以下のとおり訂正いたしましたので、お知らせします。

なお、現在は、訂正後の資料を掲載しております。

令和5年2月21日訂正分

<正誤内容>

○ 公表資料4ページ 1 (1) 新規取得者数及び取得率 (表)

(正)

	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人) (A) 注1	令和3年度中に 子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員 に限る) (人) (B)	取得率 (%) (A/B) 注3・4	新規 取得者数 (人) (A') 注1	令和3年度中に 子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員 に限る) (人) (B')	取得率 (%) (A'/B') 注3・4
		令和2年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (人) (B) 注2			令和2年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (人) (B') 注2	
令和3年度	4,376	12,880	34.0	2,895	2,777	104.2
令和2年度	3,596	12,383	29.0	2,838	2,834	100.1

(誤)

	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人) (A) 注1	令和3年度中に 子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員 に限る) (人) (B)	取得率 (%) (A/B) 注3・4	新規 取得者数 (人) (A') 注1	令和3年度中に 子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員 に限る) (人) (B')	取得率 (%) (A'/B') 注3・4
		令和2年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (人) (B) 注2			令和2年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (人) (B') 注2	
令和3年度	4,376	12,877	34.0	2,895	2,777	104.2
令和2年度	3,596	12,383	29.0	2,838	2,834	100.1

○ 資料1 国家公務員の育児休業の新規取得状況
別紙1及び2のとおり

(正)

国家公務員の育児休業の新規取得状況

(上段:令和3年度、下段:令和2年度)

府省等名	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人) (A)	令和3年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る) (人) (B)	取得率 (%) (A/B)	新規 取得者数 (人) (A')	令和3年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る) (人) (B')	取得率 (%) (A' / B')
		令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(人) (B)			令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(人) (B')	
内閣官房	7	28	25.0	3	3	100.0
	6	15	40.0	3	2	150.0
内閣法制局	0	1	0.0	0	0	—
	3	3	100.0	2	2	100.0
内閣府	34	59	57.6	16	18	88.9
	22	47	46.8	13	13	100.0
宮内庁	8	17	47.1	3	3	100.0
	7	19	36.8	6	6	100.0
公正取引委員会	21	24	87.5	10	10	100.0
	18	30	60.0	9	9	100.0
国家公安委員会 (警察庁)	65	156	41.7	17	21	81.0
	41	149	27.5	24	24	100.0
個人情報保護委員会	0	3	0.0	0	0	—
	0	3	0.0	0	0	—
カジノ管理委員会	2	4	50.0	0	0	—
	1	3	33.3	0	1	0.0
金融庁	21	46	45.7	19	20	95.0
	26	57	45.6	13	13	100.0
消費者庁	5	8	62.5	3	3	100.0
	2	5	40.0	0	0	—
デジタル庁	6	13	46.2	0	0	—
	—	—	—	—	—	—
復興庁	2	5	40.0	0	0	—
	1	2	50.0	0	0	—
総務省	42	85	49.4	39	40	97.5
	55	108	50.9	49	49	100.0
法務省	769	1,302	59.1	412	375	109.9
	618	1,434	43.1	383	384	99.7
外務省	46	135	34.1	49	50	98.0
	38	125	30.4	57	58	98.3
財務省	1,360	1,634	83.2	679	647	104.9
	1,226	1,646	74.5	677	678	99.9
文部科学省	24	48	50.0	26	21	123.8
	31	76	40.8	34	37	91.9
厚生労働省	371	479	77.5	223	201	110.9
	356	474	75.1	220	221	99.5
農林水産省	142	214	66.4	109	109	100.0
	102	208	49.0	107	109	98.2
経済産業省	87	152	57.2	67	65	103.1
	70	137	51.1	89	89	100.0
国土交通省	513	1,220	42.0	248	242	102.5
	366	1,292	28.3	224	224	100.0
環境省	41	61	67.2	29	27	107.4
	22	51	43.1	18	18	100.0
防衛省	778	7,145	10.9	922	901	102.3
	555	6,460	8.6	892	879	101.5
人事院	10	12	83.3	4	3	133.3
	10	14	71.4	3	3	100.0
会計検査院	22	29	75.9	17	18	94.4
	20	25	80.0	15	15	100.0
合計	4,376	12,880	34.0	2,895	2,777	104.2
	3,596	12,383	29.0	2,838	2,834	100.1

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和3年度)の結果について」(令和4年10月7日人事院)から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成している。

注2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。

注3 「令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員(令和2年度については令和2年2月4日から令和3年2月2日までに出産した女性職員(産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。))をいう。

注4 令和3年度の「取得率」は、令和3年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、令和2年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和3年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

注5 令和2年度の「取得率」は、令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(a)に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、令和元年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せずに、令和2年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

(誤)

国家公務員の育児休業の新規取得状況

(上段: 令和3年度、下段: 令和2年度)

府省等名	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人) (A)	令和3年度中に子が生 まれた職員数(育児休 業の対象職員に限る) (人) (B)	取得率 (%) (A/B)	新規 取得者数 (人) (A')	令和3年度中に子が生 まれた職員数(育児休 業の対象職員に限る) (人) (B')	取得率 (%) (A' / B')
		令和2年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数(人) (B)			令和2年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数(人) (B')	
内閣官房	7	28	25.0	3	3	100.0
	6	15	40.0	3	2	150.0
内閣法制局	0	1	0.0	0	0	—
	3	3	100.0	2	2	100.0
内閣府	34	59	57.6	16	18	88.9
	22	47	46.8	13	13	100.0
宮内庁	8	17	47.1	3	3	100.0
	7	19	36.8	6	6	100.0
公正取引委員会	21	24	87.5	10	10	100.0
	18	30	60.0	9	9	100.0
国家公安委員会 (警察庁)	65	156	41.7	17	21	81.0
	41	149	27.5	24	24	100.0
個人情報保護委員会	0	0	—	0	0	—
	0	3	0.0	0	0	—
カジノ管理委員会	2	4	50.0	0	0	—
	1	3	33.3	0	1	0.0
金融庁	21	46	45.7	19	20	95.0
	26	57	45.6	13	13	100.0
消費者庁	5	8	62.5	3	3	100.0
	2	5	40.0	0	0	—
デジタル庁	6	13	46.2	0	0	—
	—	—	—	—	—	—
復興庁	2	5	40.0	0	0	—
	1	2	50.0	0	0	—
総務省	42	85	49.4	39	40	97.5
	55	108	50.9	49	49	100.0
法務省	769	1,302	59.1	412	375	109.9
	618	1,434	43.1	383	384	99.7
外務省	46	135	34.1	49	50	98.0
	38	125	30.4	57	58	98.3
財務省	1,360	1,634	83.2	679	647	104.9
	1,226	1,646	74.5	677	678	99.9
文部科学省	24	48	50.0	26	21	123.8
	31	76	40.8	34	37	91.9
厚生労働省	371	479	77.5	223	201	110.9
	356	474	75.1	220	221	99.5
農林水産省	142	214	66.4	109	109	100.0
	102	208	49.0	107	109	98.2
経済産業省	87	152	57.2	67	65	103.1
	70	137	51.1	89	89	100.0
国土交通省	513	1,220	42.0	248	242	102.5
	366	1,292	28.3	224	224	100.0
環境省	41	61	67.2	29	27	107.4
	22	51	43.1	18	18	100.0
防衛省	778	7,145	10.9	922	901	102.3
	555	6,460	8.6	892	879	101.5
人事院	10	12	83.3	4	3	133.3
	10	14	71.4	3	3	100.0
会計検査院	22	29	75.9	17	18	94.4
	20	25	80.0	15	15	100.0
合計	4,376	12,877	34.0	2,895	2,777	104.2
	3,596	12,383	29.0	2,838	2,834	100.1

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和3年度)の結果について」(令和4年10月7日人事院)から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成している。

2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。

3 「令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員(令和2年度については令和2年2月4日から令和3年2月2日までに出生した女性職員(産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。))をいう。

4 令和3年度の「取得率」は、令和3年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、令和2年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和3年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

5 令和2年度の「取得率」は、令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(a)に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、令和元年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せずに、令和2年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

令和5年1月18日訂正分

<正誤内容>

○ 公表資料4ページ 1(1) 新規取得者数及び取得率(表)

(正)

	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人) (A) 注1	令和3年度中に 子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員 に限る) (人) (B)	取得率 (%) (A/B) 注3・4	新規 取得者数 (人) (A') 注1	令和3年度中に 子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員 に限る) (人) (B')	取得率 (%) (A'/B') 注3・4
		令和2年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (人) (B) 注2			令和2年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (人) (B') 注2	
令和3年度	4,376	12,877	34.0	2,895	2,777	104.2
令和2年度	3,596	12,383	29.0	2,838	2,834	100.1

(誤)

	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人) (A) 注1	令和3年度中に 子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員 に限る) (人) (B)	取得率 (%) (A/B) 注3・4	新規 取得者数 (人) (A') 注1	令和3年度中に 子が生まれた職員数 (育児休業の対象職員 に限る) (人) (B')	取得率 (%) (A'/B') 注3・4
		令和2年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (人) (B) 注2			令和2年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (人) (B') 注2	
令和3年度	4,376	12,866	34.0	2,895	2,777	104.2
令和2年度	3,596	12,383	29.0	2,838	2,834	100.1

○ 資料1 国家公務員の育児休業の新規取得状況
別紙1及び2のとおり

(正)

国家公務員の育児休業の新規取得状況

(上段:令和3年度、下段:令和2年度)

府省等名	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人) (A)	令和3年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る) (人) (B)	取得率 (%) (A/B)	新規 取得者数 (人) (A')	令和3年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る) (人) (B')	取得率 (%) (A'/B')
		令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(人) (B)			令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(人) (B')	
内閣官房	7	28	25.0	3	3	100.0
	6	15	40.0	3	2	150.0
内閣法制局	0	1	0.0	0	0	—
	3	3	100.0	2	2	100.0
内閣府	34	59	57.6	16	18	88.9
	22	47	46.8	13	13	100.0
宮内庁	8	17	47.1	3	3	100.0
	7	19	36.8	6	6	100.0
公正取引委員会	21	24	87.5	10	10	100.0
	18	30	60.0	9	9	100.0
国家公安委員会 (警察庁)	65	156	41.7	17	21	81.0
	41	149	27.5	24	24	100.0
個人情報保護委員会	0	0	—	0	0	—
	0	3	0.0	0	0	—
カジノ管理委員会	2	4	50.0	0	0	—
	1	3	33.3	0	1	0.0
金融庁	21	46	45.7	19	20	95.0
	26	57	45.6	13	13	100.0
消費者庁	5	8	62.5	3	3	100.0
	2	5	40.0	0	0	—
デジタル庁	6	13	46.2	0	0	—
	—	—	—	—	—	—
復興庁	2	5	40.0	0	0	—
	1	2	50.0	0	0	—
総務省	42	85	49.4	39	40	97.5
	55	108	50.9	49	49	100.0
法務省	769	1,302	59.1	412	375	109.9
	618	1,434	43.1	383	384	99.7
外務省	46	135	34.1	49	50	98.0
	38	125	30.4	57	58	98.3
財務省	1,360	1,634	83.2	679	647	104.9
	1,226	1,646	74.5	677	678	99.9
文部科学省	24	48	50.0	26	21	123.8
	31	76	40.8	34	37	91.9
厚生労働省	371	479	77.5	223	201	110.9
	356	474	75.1	220	221	99.5
農林水産省	142	214	66.4	109	109	100.0
	102	208	49.0	107	109	98.2
経済産業省	87	152	57.2	67	65	103.1
	70	137	51.1	89	89	100.0
国土交通省	513	1,220	42.0	248	242	102.5
	366	1,292	28.3	224	224	100.0
環境省	41	61	67.2	29	27	107.4
	22	51	43.1	18	18	100.0
防衛省	778	7,145	10.9	922	901	102.3
	555	6,460	8.6	892	879	101.5
人事院	10	12	83.3	4	3	133.3
	10	14	71.4	3	3	100.0
会計検査院	22	29	75.9	17	18	94.4
	20	25	80.0	15	15	100.0
合計	4,376	12,877	34.0	2,895	2,777	104.2
	3,596	12,383	29.0	2,838	2,834	100.1

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和3年度)の結果について」(令和4年10月7日)から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成している。

2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。

3 「令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員(令和2年度については令和2年2月4日から令和3年2月2日までに出産した女性職員(産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。))をいう。

4 令和3年度の「取得率」は、令和3年度中に生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、令和2年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和3年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

5 令和2年度の「取得率」は、令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(a)に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、令和元年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せずに、令和2年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

(誤)

国家公務員の育児休業の新規取得状況

(上段: 令和3年度、下段: 令和2年度)

府省等名	男性職員			女性職員		
	新規 取得者数 (人) (A)	令和3年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る) (人) (B)	取得率 (%) (A/B)	新規 取得者数 (人) (A')	令和3年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る) (人) (B')	取得率 (%) (A' / B')
		令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(人) (B)			令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(人) (B')	
内閣官房	7	28	25.0	3	3	100.0
	6	15	40.0	3	2	150.0
内閣法制局	0	1	0.0	0	0	—
	3	3	100.0	2	2	100.0
内閣府	34	59	57.6	16	18	88.9
	22	47	46.8	13	13	100.0
宮内庁	8	17	47.1	3	3	100.0
	7	19	36.8	6	6	100.0
公正取引委員会	21	24	87.5	10	10	100.0
	18	30	60.0	9	9	100.0
国家公安委員会 (警察庁)	65	156	41.7	17	21	81.0
	41	149	27.5	24	24	100.0
個人情報保護委員会	0	0	—	0	0	—
	0	3	0.0	0	0	—
カジノ管理委員会	2	4	50.0	0	0	—
	1	3	33.3	0	1	0.0
金融庁	21	46	45.7	19	20	95.0
	26	57	45.6	13	13	100.0
消費者庁	5	8	62.5	3	3	100.0
	2	5	40.0	0	0	—
デジタル庁	6	13	46.2	0	0	—
	—	—	—	—	—	—
復興庁	2	5	40.0	0	0	—
	1	2	50.0	0	0	—
総務省	42	85	49.4	39	40	97.5
	55	108	50.9	49	49	100.0
法務省	769	1,302	59.1	412	375	109.9
	618	1,434	43.1	383	384	99.7
外務省	46	135	34.1	49	50	98.0
	38	125	30.4	57	58	98.3
財務省	1,360	1,623	83.8	679	647	104.9
	1,226	1,646	74.5	677	678	99.9
文部科学省	24	48	50.0	26	21	123.8
	31	76	40.8	34	37	91.9
厚生労働省	371	479	77.5	223	201	110.9
	356	474	75.1	220	221	99.5
農林水産省	142	214	66.4	109	109	100.0
	102	208	49.0	107	109	98.2
経済産業省	87	152	57.2	67	65	103.1
	70	137	51.1	89	89	100.0
国土交通省	513	1,220	42.0	248	242	102.5
	366	1,292	28.3	224	224	100.0
環境省	41	61	67.2	29	27	107.4
	22	51	43.1	18	18	100.0
防衛省	778	7,145	10.9	922	901	102.3
	555	6,460	8.6	892	879	101.5
人事院	10	12	83.3	4	3	133.3
	10	14	71.4	3	3	100.0
会計検査院	22	29	75.9	17	18	94.4
	20	25	80.0	15	15	100.0
合計	4,376	12,866	34.0	2,895	2,777	104.2
	3,596	12,383	29.0	2,838	2,834	100.1

注1 防衛省以外の各府省等については、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査(令和3年度)の結果について」(令和4年10月7日)から算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成している。
 2 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。
 3 「令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員(令和2年度については令和2年2月4日から令和3年2月2日までに出生した女性職員(産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。))をいう。
 4 令和3年度の「取得率」は、令和3年度中に生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、令和2年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和3年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。
 5 令和2年度の「取得率」は、令和2年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数(a)に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、令和元年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せずに、令和2年度になって新たに取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。